

平成 26 年 12 月 18 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、少数特定者持株比率基準等の見直しに係る「株券上場審査基準」等の一部改正を行います。

概要は次のとおりです。

「少数特定者持株比率基準等の見直しに係る「株券上場審査基準」等の一部改正について」（別紙参照）

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 27 年 1 月 18 日（日）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 27 年 1 月 18 日（日）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 自主規制部

F A X：0 1 1－2 5 1－0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 27 年 1 月 18 日（日）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

少数特定者持株比率基準等の見直しに係る株券上場審査基準等の一部改正について

平成26年12月18日

証券会員制法人 札幌証券取引所

I. 趣旨

本所では、昭和57年に株式の円滑な流通と公正な株価形成を確保する観点等から、少数特定者持株比率基準を上場審査基準及び上場廃止基準に導入しています。しかしながら、少数特定者持株比率を算出する際の非流動的の株式の範囲（大株主上位10名等が所有する株式）では、売買高が多く流動性に支障がない銘柄に影響を及ぼしており、実態とそぐわない状況も出てきています。また、他の金融商品取引所においては非流動的の株式の範囲を上場株式数の10%以上を所有する株主等が所有する株式としていることから、見直しを望む声が寄せられています。

そこで、非流動の株式の範囲及び少数特定者持株比率基準を見直すなど、上場審査基準等について所要の改正を行うこととします。

II. 概要

項目	内容	備考
流動性等に係る基準の見直し ① 本則市場における少数特定者持株比率基準の見直し	・ 現行の少数特定者持株比率基準を見直し、流通株式比率（上場株式数に対する流通株式数の割合）について、以下のとおり求めることとします。 (本則市場) 上場審査：25%以上になる見込みのあること 上場廃止：5%未満となった場合	※現行の少数特定者持株比率基準は以下のとおりです。 (本則市場) 上場審査：80%以下になる見込みのあること 上場廃止：80%超となった場合（猶予期間1年） 90%超となった場合（猶予期間なし）

項目	内容	備考
<p>② 本則市場の上場審査基準等における流通株式数基準の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流通株式の定義を、上場株式のうち、役員が所有する株式、自己株式、上場株式数の10%以上を所有する株主が所有する株式（信託銀行、証券金融会社、預託証券に係る預託機関等がその業務のために所有する株式であり、実質的に10%以上を所有するものでないと認められる株式を除きます。）及び役員以外の特別利害関係者の所有する株式（新規上場の場合に限ります。）を除いた株式とします。 ・ 流通株式数について、以下のとおり求めることとします。 （本則市場） 上場審査：2,000単位以上になる見込みのあること 上場廃止：1,000単位未満となった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場廃止に係る猶予期間の規定は設けません。 ・ 現行の少数特定者持株比率基準に係る猶予期間に入っている銘柄については、猶予期間から解除することとします。 ※現行の少数特定者持株数の定義は、役員、大株主上位10名及び自社等の所有する株式としています。 ・ 流通株式数基準の新設に伴い、上場株式数基準の規定を廃止します。 ・ 流通株式数については、年度末現在の分布状況に基づき年に1度確認することとします。 ・ 上場廃止については、猶予期間を設けることとします。 ・ アンビシャスの上場審査及び上場廃止にお

項目	内容	備考
③ 本則市場における公募等の実施に係る基準の新設	<p>・本則市場の上場審査基準において、新たに「公募等の実施」に係る基準を新設し、上記①及び②の流通株式基準又は当該新設基準のいずれかの基準に適合すれば足りるものとしします。</p> <p>「公募等の実施」に係る基準は、上場申請日から上場日の前日までに、1,000単位又は上場時に見込まれる上場株式数の10%のいずれか多い株式数以上の公募又は売出しを行うものとしします。</p>	<p>いては、上場株式数基準はありません。</p> <p>※新規上場に必要なお募株式数等を明示することで、上場申請者の上場前の資本政策の立案を容易にするとともに、上場申請に係る株券の公募又は売出しにより、相当数以上の流通株式を確保し、上場日以後の公正な株価形成が見込まれる会社については、実質要件に基づく審査の対象とできるようにする趣旨です。</p>
④ アンビシャスの上場審査基準における公募等の実施に係る基準の新設等	<p>アンビシャスの上場審査基準において、新たに「公募等の実施」に係る基準を新設し、上場時に500単位以上の公募又は売出しの実施を行うものとしします。</p>	<p>・公募等の実施に係る基準の新設に伴い、少数特定者持株比率基準の規定を廃止します。</p>
⑤ 株主数の定義の見直し	<p>・株主数の定義を、1単位の株式数以上の株式を所有する株主の数としします。</p>	<p>※現行の株主数の定義は、役員、大株主上位10名及び自社を除く1単位の株式数以上の株式を所有する株主の数としています。</p> <p>※株主数に係る上場審査基準及び上場廃止基準の数値についての見直しは行いません。</p>

項 目	内 容	備 考
2. その他	・「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」等について、上場規則の準用に係る規定の整備等を行うなど、その他所要の改正を行います。	

Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・ 平成27年2月下旬を目途に実施します。

以 上